

第6章

計画の推進と進行管理

本章では、本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするために、庁内関係課はもとより市民等、事業者や関係機関などと連携協力していく体制や施策の進捗状況を把握するための進行管理のあり方を示します。

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画に掲げるめざすべき「将来の環境像」の実現及び5つの基本目標を達成するためには、本市が本計画に示した取組や施策を総合的、効率的、効果的に実施することや、市民等・事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。

そして、各主体の取組が継続して実施されるには、環境の状況や取組結果に関して適切な点検・評価を行い、改善に結びつけていくような進行管理の仕組みの構築や、それを実施するための体制の確保、さらには計画の推進を促す制度や取組が必要となります。

2 計画における施策の推進方針

本計画では、「第4章 分野別の施策と取組の方向性」において環境政策ごとに体系化した施策の方向と柱に基づいて施策を展開しています。

これらの施策は、本計画のめざすべき「将来の環境像」の実現及び5つの基本目標を達成するために、総合的かつ体系的に推進することが必要です。

(1) 市民等及び事業者の参画と協働

市は、市民等及び事業者の環境の保全及び創造に関する取組状況や要望を把握し、適宜施策へ反映することに努めるとともに、環境に配慮した生活や事業が行われるよう市民等及び事業者の支援に努めることで、積極的な参画と協働を求め、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 広域的な施策の展開

温暖化対策をはじめとする地球環境の保全、廃棄物の適正処理、大気環境の保全等につき、本市のみで対応して解決を図ることは地理的社会的条件から困難です。

これらについては、国、県、他市町、関係団体等と協調して連携体制の一層の強化を図り、施策を広域的な視点にたって展開していきます。

(3) 指標の進捗状況に応じた効果的な施策と事業の立案

「第4章 分野別の施策と取組の方向性」に示す内容については、個々の指標を用いて評価することから得られた結果を受けて、今後実施すべき施策・事業を立案し、効果的にその推進を図ります。

また、実施される施策・事業は「環境基本計画実績報告書」を毎年度作成し、基本目標達成に向けた進捗状況及び各課等における施策・事業の実施状況について、天草市環境審議会（以下「環境審議会」という。）等に報告します。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、環境審議会において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

(1) 天草市環境審議会

本市では、環境基本法第44条及び環境基本条例第13条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、その他良好な環境の確保に関する重要な事項について調査審議するための附属機関として、環境審議会を設置しています。

環境審議会の委員は、識見を有する者、各支所から推薦された市民、公募による市民から構成されています。

本計画の進行状況は、これまでも毎年度、環境審議会において点検・評価を行っており、今後も引き続き点検・評価を行い、施策の着実な推進を図ります。

(2) 協働による取組の推進

市民等や事業者等による自主的な活動や市、市民等及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるように施策実施の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民等や事業者への普及啓発や市との連絡調整のために、市民等や市民活動団体、事業者等と連携しながら協働による取組の推進を図ります。

(3) 国・県・他地域との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題などの広域的な取組が求められる課題への対応は、国や県、他地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

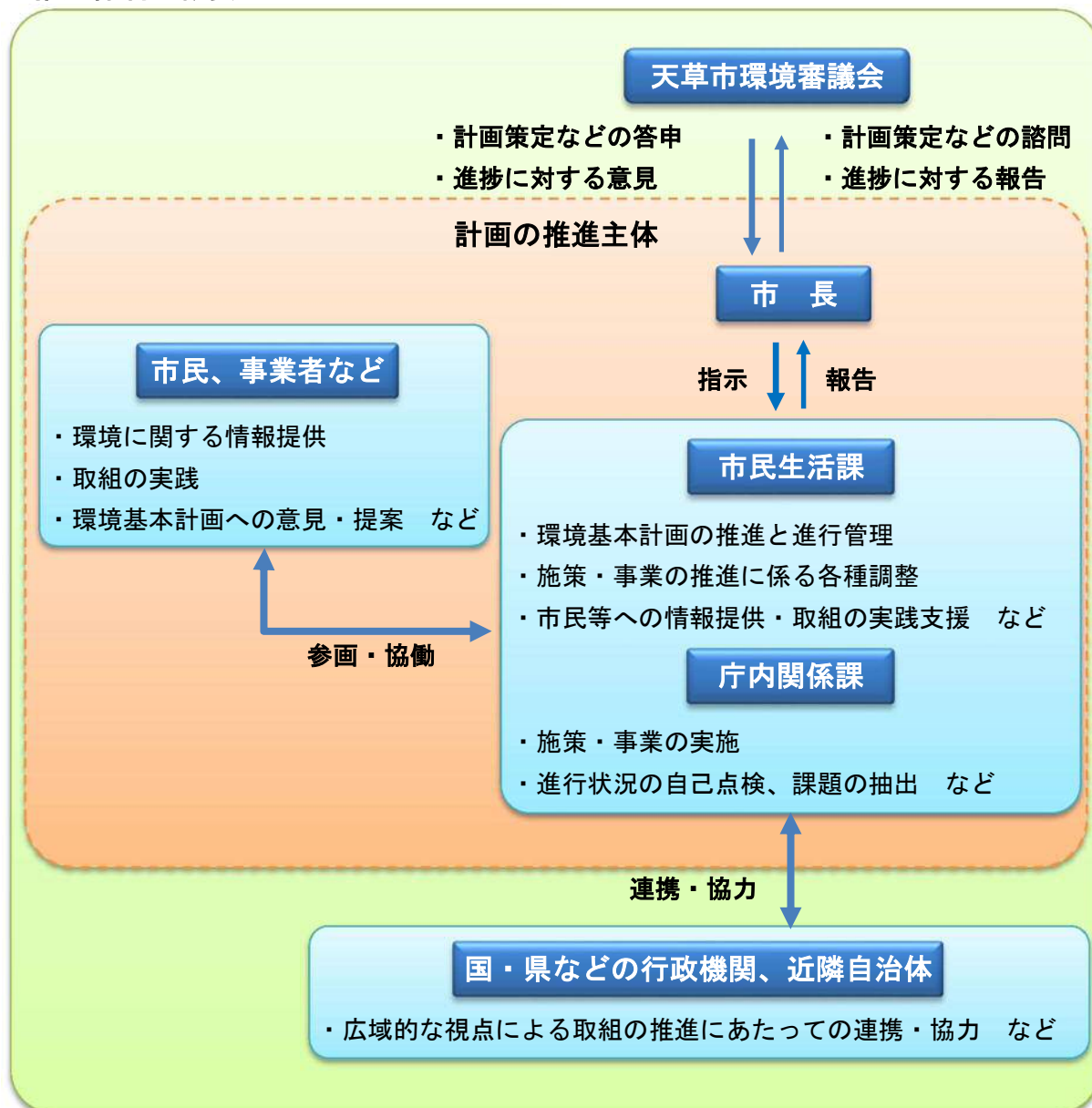
(4) 庁内関係課との連携

本計画の推進にあたっては庁内関係課と連携し、施策の推進や事業の進行状況の確認等を行います。



環境審議会の様子

■ 推進体制の概要図



4 計画の点検と評価

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握し、評価するため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策の実施状況等について年度ごとに調査を実施します。

なお、計画の進捗状況について、より適切に把握し評価するため、経年的な推移を整理することに努めます。

(2) 環境基本計画実績報告書の作成と公表

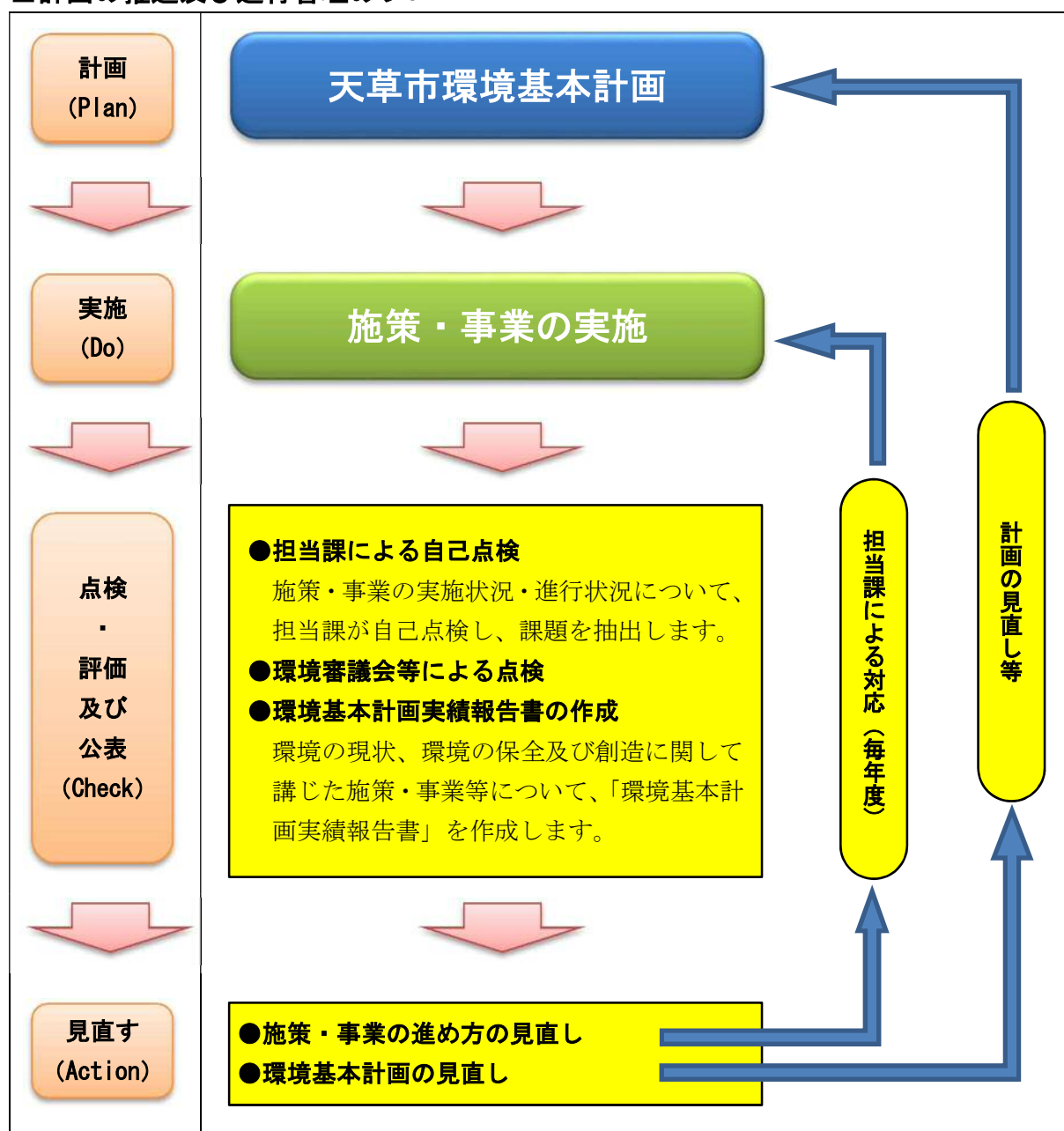
計画の適正な進行管理を図るため、計画に定める指標の状況、目標の達成状況、施策・事業の実施状況、総合的な評価の結果等について、「環境基本計画実績報告書」を毎年作成し、公表します。

5 計画の推進及び進行管理の仕組み

本計画を着実に推進していくためには、環境施策の実施状況や環境指標の達成状況を定期的に把握・評価するとともに、広く市民へ周知することができるように、ホームページや市政だより等を通じて公表し、必要に応じて計画を見直していく必要があります。

そこで、計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（点検・評価及び公表する）、Action（見直す）の環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを繰り返すことで、目標の達成を図ります。

■計画の推進及び進行管理のフロー



■PDCA サイクルの各段階での役割

Plan（計画する）

環境基本計画

- 本市がめざす環境像と環境目標を具体的に示します。
- 市民等や事業者の意見を広く取り入れ、庁内関係部局と調整を図りながら、めざす環境像の実現に向けた実効性のある計画を策定します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 本市における温室効果ガス排出量の現状や将来推計を踏まえ、国や熊本県による地球温暖化対策と足並みの揃った計画を策定します。
- 地球温暖化の緩和と適応といった2つの対策の視点を盛り込んだ計画を策定します。

Do（実行する）

環境基本計画

- 市は、市域における環境保全活動の推進役として、この取組を率先して推進します。
- 市民等や事業者は、将来の環境像の実現に向けて、施策ごとの取組を推進します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 地球温暖化の現状や課題に対する正しい認識を持ち、日常生活の中で省エネなどの環境にやさしいライフスタイルの実現や再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。

Check（評価・点検及び公表する）

環境基本計画

- 庁内関係部局との連携により、施策の進捗状況や目標の達成状況を評価し、「環境基本計画実績報告書」として取りまとめて広く公表します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 温室効果ガス排出量の算定システムに基づき、毎年市域から排出される温室効果ガス排出量を算定し、その推移を確認します。
- 環境基本計画と同様に、施策の進捗状況や目標の達成状況を評価し、実績報告書として取りまとめて広く公表します。

Action（見直す）

環境基本計画

- 評価・点検の結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。
- 特に、社会情勢の変化や市民等・事業者意識の変化を踏まえ、適切に見直します。
- 4年後（2022年度）に、計画の中間見直しを実施します。

地球温暖化対策実行計画 【区域施策編】

- 国や熊本県の地球温暖化対策の方針の見直しなどを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。